



トピックス1

令和5年度の被扶養者資格再確認に関する130万円の壁対策について

年収の壁・支援強化パッケージの130万円の壁の「事業主の証明による被扶養者認定の円滑化（一時的な収入変動による扶養認定）」に関して、協会けんぽのwebページが更新されています。

令和5年10月25日から11月13日にかけて、順次、「被扶養者状況リスト」（提出期限12月8日）が郵送されます。

◆令和5年度被扶養者資格再確認でご提出いただくもの等について

年収が130万円（被扶養者が60歳以上等の場合は180万円）以上の場合であって、人手不足による労働時間延長等に伴い、一時的に収入が増加していることが確認できた場合は、被扶養者状況リストの「変更なし」にチェックをしたうえで、「一時的な収入変動」に係る事業主の証明を被扶養者状況リスト等と併せてご提出ください。

なお、収入を確認する書類（所得証明書等）は、ご提出いただく必要はございません。



トピックス2

2023年12月からアルコール検知器によるチェックが義務化になります！

2022年4月に道路交通法施行規則が改正となり、社有車を5台以上有する事業所ごとに運転前後のアルコールチェックが義務となりました。当初は2022年10月より検知器によるチェックが義務となっていました。当時、コロナによる半導体不足を理由に延期となっており、この12月から検知器によるアルコールチェックが義務となります。

- 令和4年4月1日施行
 - ✓ 運転前後の運転者の状態を目視等で確認することにより、運転者の酒気帯びの有無を確認すること
 - ✓ 酒気帯びの有無について記録し、記録を1年間保存すること



- 令和4年10月1日施行
 - ✓ 運転者の酒気帯びの有無の確認を、アルコール検知器*を用いて行うこと
 - *呼気中のアルコールを検知し、その有無又はその濃度を警告音、警告灯、数値等により示す機能を有する機器
 - ✓ アルコール検知器を常時有効に保持すること

また、一定事項について記録をすること及び1年間の保存は2022年4月より開始されておりますので、引き続きよろしくご協力をお願いします。

お知らせ

飲み季節！会社からお店に向かう時および飲んだ帰りのケガに要注意！

労働者が通勤経路を逸脱し、又は移動を中断した場合の『逸脱又は中断およびその後の移動』は原則として通勤となりません！つまり、この間の負傷・疾病等については労災（通勤災害）になりません。

◆通勤とは・・・

通勤と認められるためには、住居と就業の場所との間の往復について、

- ① 就業に関するものであること
- ② 合理的な経路及び方法によるものであること
- ③ 業務の性質を有するもの（出張等）でないこと

の3つの要件を満たす必要があります。



ただし、冒頭のとおり、労働者が移動の経路を逸脱し、又は移動を中断した場合の『逸脱又は中断及びその後の移動』は原則として通勤となりません（通勤と認められない）。

原則）通常ルートを外れたところから以降は通勤と認められない



例外）日常生活上必要な行為であり必要最小限のものである場合は、逸脱又は中断の間を除き、通勤とされます。



フクシマ社会保険労務士法人

労働保険事務組合 広島経営者同友会 / 広島一人親方同友会

〒730-0805 広島市中区十日市町1丁目1-9 相生通り鷹匠ビル2F

TEL : 082-293-8102 FAX : 082-293-8104

E-mail : info@jinji-fuku.jp URL : http://www.jinji.fuku.jp

